松本労基協だより

2026.11.1 vol.89 一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内3427-51 電話0263-40-3600

令和８年長野県最低賃金 1,117円（R8.10.2~）

令和8年10月2日（金）松本駅前お城口にて長野県最低賃金周知啓発活動を行いました。
松本労働基準監督署、ハローワーク松本、（一社）松本労働基準協会から総勢10人参加しました。





長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。月給制や日給制の場合も、時間額に換算して最低賃金額以上を支払っているか確認が必要です。

最低賃金との比較計算に当たっては、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、所定外労働に対する手当、深夜割増賃金、賞与は含みません。

目次

カスハラ・求職者等セクハラ NO …… 2-3
ハラスメント対策強化について…… 4-5
冬季労働災害防止対策について…… 6-7
衛生管理功労者表彰等…… 8

事業主の取組で、お客様も、働く人も笑顔に

NO! カスハラ



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2026年10月からカスタマーハラスメント対策が義務化されます。2026年2月、措置の具体的な内容を定める指針を策定しましたので、事業主の皆さまは、施行に向け、改正法や指針の内容に沿った取組を行う準備を進めてください。

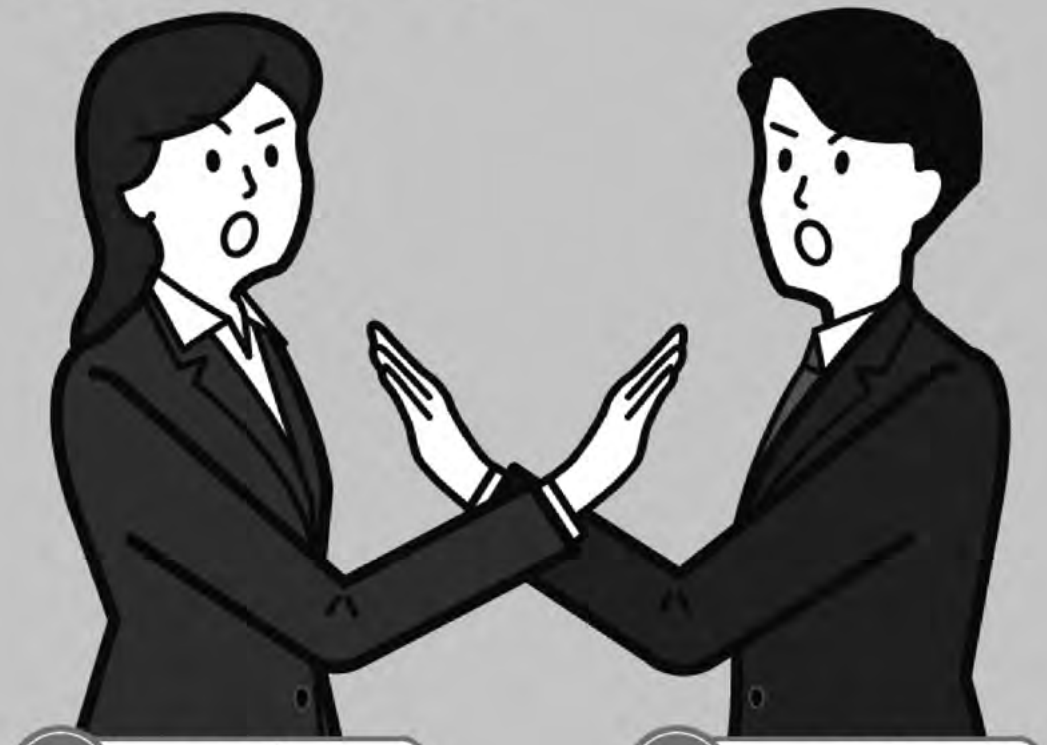
詳しくはコチラ

カスハラ防止措置の詳細はp4へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
松本労働基準監督署

「希望」の会社を「失望」に変えない

NO!
求職者等セクハラ



NO! 一緒に食事に行かない?

NO! 恋人はいるの?

NO! 個人のSNSアカウントを教えて

NO! すごくスタイルいいね!

求職者等セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2026年10月から求職者等セクシュアルハラスメント対策が義務化されます。2026年2月、具体的な措置の内容等を定める指針を策定しましたので、事業主の皆さまは、施行に向け、改正法や指針の内容に沿った取組を行う準備を進めてください。

詳しくはコチラ

求職者等セクハラ防止措置の詳細はｐ５へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
松本労働基準監督署

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる
①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの
であり、**①～③の要素を全て満たすもの**をいいます。
※電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）
②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
・威圧的な言動
・継続的、執拗な言動
・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ　等

◆相談体制の整備
③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応
⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置
⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。
※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】
- ■　求職者（企業の求人に応募する者）
- ■　求職者以外の者であって、
 - ・　事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・　教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】
求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。
（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・　インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・　求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する

②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する

③**求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※　例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する

⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する

⑦被害者に対する配慮のための措置を行う

⑧行為者に対する措置を適正に行う

⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する

⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先　**お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**　受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

冬季の労働災害防止対策の準備を進めましょう！

冬季は災害多発時期

例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。

気象条件を見ると、近年の松本地点においては、12月10日頃から気温が一層下がり、降雪が発生する日・1日当たりの降雪量も増加しています。

また、年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の非定常作業が多くなり、業務繁忙になりがちです。

過去20年間に発生した労働災害を発生月別でみると1月が最も多く（平成17年1月から令和6年12月まで）、734人が被災しています。

危険箇所の洗い出し、機械設備等の再点検・再チェック、作業手順の再確認など実施する等により、冬季に向けてあらかじめ事業場内外のリスク要因を低減しましょう。

冬季に多発する災害①　転倒災害

当署管内において冬季（12月～3月）に最も多く発生する災害は「転倒災害」です。

工場・事務所等では従業員用駐車場から事業場出入口までにおいて、運送業・社会福祉施設等では配達先・利用者先で転倒するケースも目立ちます。

通路の安全が確保されているか、職場周辺の駐車場や外出先に凍結の可能性がある危険な箇所はないか等について、あらかじめ入念にチェックしておきましょう。

また、転倒は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。『転倒等リスク評価セルフチェック票』などを活用し、働く方それぞれの身体機能に応じた転倒災害リスクの認識を促しましょう。

凍結等による転倒防止チェックリスト

	チェック項目	
1	積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所は、事業場内で認識していますか	□
2	除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットを準備していますか	□
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などを、転倒危険場所として「見える化」していますか	□
4	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	□
5	「ながら歩き」や走っての移動、ポケットに手を入れたまま歩くことなどを禁止していますか	□
6	屋外通路や駐車場等における転倒防止のため、滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか	□
7	降雪、凍結前に労働者に対し、転倒を予防するための教育・指導等を実施していますか	□
8	降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行うための体制を確保していますか	□

転倒等リスク評価セルフチェック票



長野労働局
「転倒」災害防止対策HP

※セルフチェック票掲載

冬季に多発する災害②　墜落・転落災害

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・棚卸作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。特に、年末年始の大掃除等の作業に伴い、梯子や脚立等の使用による災害リスクが高まります。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、遵守しましょう。

高所で作業する場合は、ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用や、必要に応じて墜落制止用器具（安全帯）の使用も検討しましょう。

はしご使用のチェックリスト

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- □はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- □靴は脱げにくく、滑りにくい
- □ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立使用のチェックリスト

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は２段目以下の踏みさんを使用する（３段目以下がよりよい）
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

冬季に多発する災害③　動作の反動・無理な動作災害

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。

寒い日・寒い場所では身体が冷えて硬くなることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操やストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

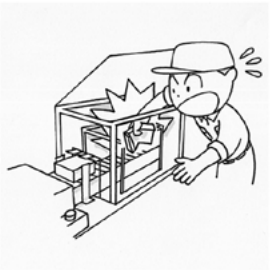


「腰痛予防対策チェックリスト」

PDF CLICK 腰痛予防対策指針による予防のポイント

PDF CLICK 腰痛を防ぐ職場の好事例集

冬季に多発する災害④　はさまれ・巻き込まれ災害



機械設備の点検・清掃時等に、機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。

必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、第三者による稼働を防止するため、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
松本労働基準監督署

令和8年9月18日㈭　労働衛生大会衛生管理功労者表彰受賞者（2名）

◇ 関川　光寿 様　（株式会社関川組）(左)

◇ 中島　　清 様　（富士電機株式会社健康管理センター）(右・代理　相澤健弘 様)



〔功　績〕

お二人は長年にわたり自社の安全・衛生管理の責任者として、労働衛生推進活動に積極的に取組まれ立派な成績を残しました。

また、年間を通じて（一社）松本労働基準協会主催の安全衛生に関する行事・事業活動に積極的に参加され、これら労働衛生推進活動を通じて会員事業場の労働衛生に関する水準向上に多大な貢献をされました。

確認しましたか？

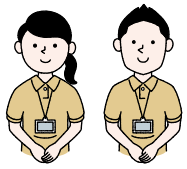
令和8年10月1日施行『パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります』

✓ ① 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

✓ ②「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

✓ ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

（リーフレットを同封いたしました。ご確認をお願いいたします。）

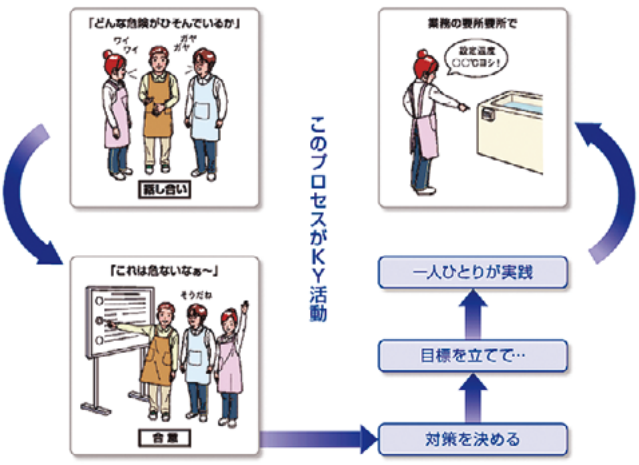


令和8年度　年末年始無災害運動（12/1 ～ 1/15）の準備をしましょう !!

事務所内での労働災害も多い

- ○ 寒さ対策
- ○ 乾燥による火災
- ○ 照度の確認
- ○ 年末繁忙対策
- ○ 路面凍結
- ○ 危険個所の見える化
- ○ 教育、指導
- ○ 注意喚起体制の確認
- ○ 機械設備の点検・清掃

みんなで安全「先取り」の話し合い



- ○ 転倒・つまずき
- ○ 腰痛・筋肉性障害（過重労働・姿勢不良）
- ○ 目の疲れ
- ○ 物の落下
- ○ 接　触
- ○ 火災感電
- ○ 通勤災害
- ○ メンタルヘルス
- ○ 熱　傷

印刷■ 株式会社プラルト